

令和7年4月11日

湘南ウエスト大磯二宮介護保険事業者連絡会  
会員の皆さん

湘南ウエスト大磯二宮介護保険事業者連絡会  
代表幹事 吉澤 学  
木内 健太郎

### 大磯町・二宮町両議会議長宛陳情書の取り扱い状況について（ご報告）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より当連絡会の活動にご理解並びにご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年2月14月開催の「湘南ウエスト介護保険事業者連絡会研修会」席上でお話をさせていただきました「2024年度介護報酬改定における、訪問介護の本体報酬単価引き下げに対する対応策を直ちに講じることを求める陳情書」について、大磯町・二宮町両議会3月定例議会に陳情を挙げたところ、別添①のとおり大磯町・二宮町両議会本会議にて採択されましたことをご報告いたします。

また、陳情書内にある地方自治法に基づく国への意見書の決議につきましても、別添②のとおり内閣総理大臣等への意見書の提出となった旨も併せてご報告いたします。

なお、ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

#### 記

- 別添① 大磯町・二宮町両議会議長からの陳情審議の結果について
- 別添② 2024年度介護報酬改定における訪問介護の本体報酬単価引き下げに対する対応策を直ちに講じることを求める意見書
- 連絡先 湘南ウエスト大磯二宮介護保険事業者連絡会  
代表幹事 吉澤学（二宮町社協ホームヘルパーステーション 0463-73-2881）  
木内健太郎（くらしの相談ステーションおおいそ 0463-73-7522）  
事務局 大磯町東部地域包括支援センター（0463-61-9966）  
大磯町西部地域包括支援センター（0463-71-5595）  
二宮町地域包括支援センター（0463-71-7085）

2025年 1月 日

大磯町・二宮町議会議長 ○○○○ 殿

湘南ウエスト大磯二宮介護保険事業者連絡会

代表幹事 吉澤 学

木内 健太郎

2024年度介護報酬改定における、訪問介護の本体報酬単価引き下げに対する  
対応策を直ちに講じることを求める陳情書

平素より、当連絡会の活動にご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2024年度介護報酬改定において、訪問介護の本体報酬単価の引き下げが行われました。その根拠として、厚生労働省は「介護事業経営実態調査」において訪問介護の収支差率（利益率）が7.8%と好調であったこととしています。訪問介護の事業形態は、都市部の事業所や地域の個人宅を一軒一軒訪問するサービスを提供する事業所、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）等に併設している事業所など様々で、事業形態により訪問に要する移動時間や利益率などに大きな差があります。訪問介護事業所の36.7%が利益率0%未満の赤字であるにもかかわらず、それら事業所を合わせて一体的に調査した「介護事業経営実態調査」は果たして、現状の訪問介護業界の“経営実態”を反映したものといえるでしょうか。国は今回の報酬減は介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、そもそも、処遇改善加算による入金分は全て職員に支給されるため、職員の賃金改善には有効ですが、事業所経営の原資には一切充てられません。加えて、処遇改善加算は、本体報酬から算定されるため、本体報酬の減額により、処遇改善加算も減収となることが予想されます。現状、訪問介護事業所全体の約90%がすでに処遇改善加算を取得しており、より上位区分の処遇改善加算の取得については算定要件に厳しいものが多く、取得できる事業所は少数であると思われます。

訪問介護事業におけるヘルパー給与は常勤でも全産業平均を月額6万円も下回っており、2022年度での有効求人倍率は15.5倍と異常な数値を示すほどの深刻な人材不足に陥っています。そこに拍車をかけるように燃料費の高騰、介護用品の価格上昇などの影響も加わり、事業所倒産数は、2024年10月の時点で、年間最多を更新した昨年の倒産数を既に更新しています。昨年の状況をみると、倒産事業所の実に95%が資本金1000万円未満、83%が従業員数10人未満であり、小規模・零細事業者の倒産が目立っています。

二宮町においても訪問介護事業所の置かれている状況は同様であり、将来に向けた経営・業務継続の先行きは見えず、事業存続は極めて厳しい状況であると言わざるをえません。地域の各訪問介護事業所は、自分が辞めてしまったら目の前にいる利用者さんの介護に来てくれる人がいなくなる、在宅で暮らす利用者を地域に取り残さない、といった思いで歯を食いしばり踏ん張って働いているヘルパー達によって支えられています。訪問介護は、住民が住み慣れた地域で安心して過ごしていくための地域包括ケアシステムの深化と推進のために必要不可欠なサービスです。

以上の状況を踏まえ、二宮町議会においては地域住民・介護従事者からの、この陳情書に込められた思いを受け止め、地方自治法第99条に基づく国への意見書を決議していただきたく下記の通り陳情します。

陳情項目

- ① 2024年度介護報酬改定における訪問介護の介護報酬引き下げの撤回
- ② 地域の実情や事業規模を加味した報訪問介護報酬の再改定
- ③ 事業所の窮状に向けた緊急救済措置の実施

以上

磯 議 第 134 号

令和 7 年 3 月 18 日

湘南ウエスト大磯二宮介護保険事業者連絡会

吉澤 学 様

木内 健太郎 様

大磯町議會議長 吉川 重雄



陳情審議の結果について（通知）

令和 7 年 1 月 22 日付けをもって提出された下記の陳情は、令和 7 年 3 月 17 日の  
本会議において 採択 と決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

件 名 2024 年度介護報酬改定における、訪問介護の本体報酬単価引き下げに  
対する対応策を直ちに講じることを求める陳情書

以上

別添①

二議 第29-3号  
令和7年3月24日

湘南ウエスト大磯二宮介護保険事業者連絡会

代表幹事 吉澤 学 様  
木内 健太郎 様

二宮町議会議長  
前田 憲一郎



陳情の審査の結果について（通知）

令和7年1月22日付けをもって提出された次の陳情は、下記のとおり本町において決定いたしましたので通知いたします。

記

1. 件名 2024年度介護報酬改定における、訪問介護の本体報酬単価引き下げに対する対応策を直ちに講じることを求める陳情書
2. 結果 採択
3. 意見 意見書提出

## 意見書案 第1号

## 2024年度介護報酬改定における訪問介護の本体報酬単価 引き下げに対する対応策を直ちに講じることを求める意見書

国は、2024年度介護報酬改定において、訪問介護の本体報酬単価の引き下げを行なった。その根拠は、「介護事業経営実態調査」において、訪問介護の収支差率(利益率)が7.8%と好調であったためとしている。

訪問介護の事業形態は、都市部の事業所や地域の個人宅を一軒一軒訪問するサービスを提供する事業所、サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)等に併設している事業所など様々で、事業形態により訪問に要する移動時間や利益率などに大きな差がある。訪問介護事業所の36.7%が赤字経営であるにもかかわらず、それらの事業所を含め一体的に調査した「介護事業経営実態調査」は、現状の訪問介護業界の「経営実態」を反映したものといえるか疑問である。

国は、今回の報酬減は介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、そもそも、処遇改善加算による増収分は全て職員に支給されるため、事業所経営の原資には一切充てられない。

訪問介護事業におけるヘルパー給与は、常勤でも全産業平均を月額6万円も下回っており、2022年度の有効求人倍率は15.5倍と異常な数値を示すほどの深刻な人材不足に陥っている。そこに燃料費の高騰、介護用品の値上がりなどが拍車をかけ、事業所倒産数は、2024年10月時点で、年間最多を更新した前年の倒産数をすでに更新している。その状況は、倒産事業所の実に95%が資本金1,000万円未満、83%が従業員数10人未満の小規模零細事業者の倒産である。

大磯町においても、訪問介護事業所の置かれている状況は同様であり、将来に向けた経営・業務継続の先行きは見えず、事業存続は極めて厳しい状況である。地域の各訪問介護事業所は、目の前にいる在宅で暮らす利用者のために歯を食いしばり働いているヘルパー達によって支えられている。

訪問介護は、住民が住み慣れた地域で安心して過ごしていくための地域包括ケアシステムの深化と推進のために必要不可欠なサービスである。

よって、2024年度介護報酬改定における訪問介護の本体報酬単価引き下げに対する対応策を直ちに講じることを求めて、次の事項について要望する。

記

1. 2024年度介護報酬改定における訪問介護の介護報酬引き下げの撤回
2. 地域の実情や事業規模を加味した訪問介護報酬の再改定
3. 事業所の窮状に向けた緊急救済措置の実施

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月17日

内閣総理大臣 石破茂様  
厚生労働大臣 福岡資麿様  
総務大臣 村上誠一郎様  
財務大臣 加藤勝信様

神奈川県中郡大磯町議会議長 吉川重雄

写

## 訪問介護報酬引き下げ撤回及び再改定を求める意見書

昨年4月の介護報酬改定により、訪問介護の基本報酬が引き下げられた。訪問介護は、要介護者やその家族の生活を支え、住み慣れた地域で安心して過ごしていくために欠かせないサービスであるが、引き下げにより事業者の事業継続や人材確保に困難が生じ、ひいては、必要とされる介護サービスが十分に実施されないことが懸念される。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる都市部の大手事業所などが平均値を引き上げており、地域の小規模事業所の実態からかけ離れているものと推察される。

また、もとより訪問介護における人材不足は深刻であるとともに、燃料費をはじめとした諸費用の価格高騰も加わり、より一層、訪問介護事業所の経営は厳しい状況に直面している。

以上のことから、政府においては、ヘルパーの待遇改善及び事業所の経営環境改善に取り組み、住民が住み慣れた地域で安心して過ごしていくよう下記事項の実施を要望する。

## 記

- 1 令和6年度訪問介護報酬引き下げ撤回と、地域の実情や事業規模を勘案した訪問介護報酬の再改定を早急に行うこと。
- 2 経営難に直面している訪問介護事業所への支援や救済措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日

## 提出先

衆議院議長	額賀 福志郎
参議院議長	関口 昌一
内閣総理大臣	石破 茂
厚生労働大臣	福岡 資麿

神奈川県中郡二宮町議会議長 前田 憲一郎